

郡山市上下水道事業管理者交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の交際費の支出の内容を市民に公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(書面の作成)

第2条 管理者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下単に「書面」という。）を各年度につき月ごとに作成するものとする。

(1) 支出年月日

(2) 支出金額

(3) 別表に掲げる支出区分及び支出内容（個人名及び管理者の交際その他の事務に支障を及ぼすと認められる事項を除く。）

2 書面は、当月分を翌月の末日（その日が市の休日に当たるときは、その日の翌日以後の市の休日でない日）までに作成するものとする。

3 管理者は、書面を当該支出負担行為をした日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(公表の方法)

第3条 交際費の公表は、郡山市のウェブサイトに掲載するとともに書面を閲覧（写しの交付を含む。以下に同じ。）に供することにより行うものとする。

(閲覧の請求権者)

第4条 個人又は法人その他の団体は、書面の閲覧を請求することができる。

(閲覧の場所)

第5条 書面の閲覧は、郡山市政策開発部広聴広報課市政情報センター（次条において「センター」という。）において行うものとする。

(写しの交付手続)

(遵守事項)

第6条 書面を閲覧する者は、当該書面を外部に持出し、又は損傷し、汚損し若しくは加筆の行為をしてはならない。

(閲覧の禁止等)

第7条 管理者は、この要綱に違反する者又は係員の指示に従わない者に対し、書面の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成13年6月27日から施行し、平成13年5月1日以降の交際費の支出について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

上下水道事業管理者交際費に係る支出区分

	支出区分	支 出 内 容
1	会 費	上下水道局に係る各種団体等が催す総会、新年会、記念行事、祝事等に対する会費
2	参加費	上下水道行政の円滑な運営に有効な研修会及び人的交流をもつ会への参加費等
3	御 祝	上下水道局に係る各種団体等が催す総会、新年会、記念行事、祝事等に対するお祝い。（上記1を除く。）
4	賛 助	上下水道事業の発展及び振興に寄与する催しに対する賛助
5	香 料	上下水道行政関係者及びその親族の葬儀に対する香典、生花代等
6	餞 別	上下水道事業体以外の水道行政に関連する団体等で、上下水道に貢献のあった役員等の退職・退任に対する餞別
7	見舞い	上下水道行政関係者の傷病・災害に対する見舞い
8	謝 礼	上下水道行政への協力者に対する儀礼的な謝礼（記念品・贈答品等）
9	懇談会費	上下水道行政の利益のために行われる対外的折衝に伴う懇談会費
10	その他	上記のほか、上下水道事業の円滑な運営に効果があると認められる場合の支出